

松戸市総合評価方式の評価項目及び基準 (松戸市総合評価落札者決定基準)

令和 7 年4月

松 戸 市

目次

1 総合評価方式の概要.....	1
2 総合評価方式の型式.....	1
3 落札者の決定方法.....	2
4 評価項目及び基準	3
5 契約後の注意点.....	8
6 問合せ先.....	8

工事の規模・内容等により、評価の要件内容等を修正・
追加・削除することがある。
詳しくは、各工事の入札公告を確認すること。

1 総合評価方式の概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月施行・平成26年6月改正・令和元年6月改正)では、「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等(工事及び調査等をいう。)の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とされている。

本市では、同法律の基本理念にのっとり、平成25年4月より「松戸市総合評価落札者決定基準」の運用による総合評価方式を実施している。

総合評価方式の適用は、設計金額5千万円以上であって、価格及び価格以外の要素を一体として評価することが妥当と認められる建設工事とし、災害復旧工事等で緊急的に発注しなければならない工事は適用除外とする。

2 総合評価方式の型式

(1)特別簡易型(施工計画なし)

設計金額が5千万円以上2億3千万円未満の工事については、「特別簡易型」を適用する。

ただし、工事施工上(工事の施工制約条件・特性等)「簡易型」を選択することがある。

(2)簡易型(施工計画あり)

設計金額が2億3千万円以上の工事については、「簡易型」を適用する。

ただし、工事施工上(工事の施工制約条件・特性等)「特別簡易型」を選択することがある。

3 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち評価値の最も高いものを落札者とする。
- イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回っていないものとする。
- ウ 評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札者として決定し、技術評価点に違いがない場合は、電子くじにより落札者を決定する。

(2) 評価方法

除算方式(評価値の算出方法)

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 10^n (\text{注})$$

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}\} \times 10^n (\text{注})$$

(小数点第7位以下切捨てとする)

(注) 計算結果を比較しやすくするため評価値の整数部分が1桁となるよう10の累乗(n)を乗ずる。

$$\begin{aligned} \text{例) 評価値} &= \{(\text{標準点 } 100 \text{ 点} + \text{技術評価点 } 20 \text{ 点}) / \text{入札価格 } 190,000,000 \text{ 円}\} \times 10,000,000 \\ &= 6.315789 \end{aligned}$$

評価値は、落札者を決定するための指標

- ・ 技術評価点は、価格以外の要素を点数化した値で、標準点と加算点の合計値
- ・ 標準点は、入札公告に記載された要求要件を満足する場合に一律100点を付与
- ・ 加算点は、評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される評価点の合計

(3) 特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)として入札参加する場合の加算点算出方法

$$\text{JVの加算点} = \text{JVとして提出した施工計画の評価点}$$

$$\text{JVの加算点} + \text{代表者の施工計画以外の評価点合計} \times \text{出資比率}$$

$$\text{JVの加算点} + \text{代表者以外の構成員の施工計画以外の評価点合計} \times \text{出資比率}$$

(小数点第2位以下切捨てとする)

4 評価項目及び基準

区分	項目	評価項目(細目)	評価基準(評価点)	配点
	施工計画	工事の特性・施工条件等により、下記の評価項目から1又は2課題(テーマ及び詳細項目)を設定 ・ 工程管理に係る技術的所見 ・ 材料の品質管理に係る技術的所見 ・ 施工上の課題に対する技術的所見 ・ 施工上配慮すべき事項 ・ 安全管理に留意すべき事項	〈1課題(テーマ・詳細項目)当たり〉 評価できる「有効提案数」/ 「提案の上限数」×6点＝評価点 ・不適切(注1)	6 } 0 失格
施工計画 配点計 6点 (12点 *2課題の場合)				
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績 過去10年間(注3)の公共工事(注2)における同種工事(注4)の施工実績	・ あり (1) ・ なし (0)	1 } 0
		工事成績 本市(本市公営企業を含む)が発注した工事における過去2年度間(注5)の当該業種(注6)での工事成績評定点の平均点 (請負代金額 500 万円以上)	・ 80.0 点以上 (6) ・ 80.0 点未満 77.5 点以上 (5) ・ 77.5 点未満 75.0 点以上 (4) ・ 75.0 点未満 72.5 点以上 (3) ・ 72.5 点未満 70.0 点以上 (2) ・ 70.0 点未満 65 点以上又は実績なし (0) ・ 65.0 点未満 (-4)	6 } -4
		優良工事等表彰 過去2年度間(注5)の本市・国・都道府県における当該業種(注6)の優良工事等表彰実績	・ あり (1) ・ なし (0)	1 } 0
		ISO認証取得 ISO9001又はISO14001の認証取得状況 ※入札公告日現在、有効であること ※ISO9001認証取得については当該工事内容に即した認証範囲であること	・ あり (0) ・ なし (-1)	0 } -1
		事故及び不誠実な行為 過去の事故及び不誠実な行為の有無(過去2年間(注3)に本市で処分したもの) ※評価基準に複数該当する場合、評価点を累計(下限なし) ※処分の措置期間の全部又は一部が過去2年間(注3)に含まれる場合に適用	・ なし (0) ・ 指名停止処分あり (-4)	0 } -4

区分	項目	評価項目(細目)	評価基準(評価点)	配点
企業 の 技術 力	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度	地域での施工実績 本市域での過去10年間(注3)の公共工事(注2)における施工実績(全ての業種)	・ あり (1) ・ なし (0)	1 } 0
		災害協定 本市との災害協定の締結の有無 ※入札公告日現在、有効であること	・ あり (1) ・ なし (0)	1 } 0
		災害活動実績 本市域での過去2年度間(注5)に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間における本市・千葉県(出先機関は、東葛飾土木事務所)との災害協定に基づく災害活動実績	・ あり (1) ・ なし (0)	1 } 0
		ボランティア実績 本市域での過去2年度間(注5)に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間における地域活動の実績 ※当事者以外の第三者が証明している活動	・ あり (1) ・ なし (0)	1 } 0
		市内営業拠点の有無 ※入札参加資格の地域要件が「松戸市内本店」の場合は設定しない	・ 市内本店 (2) ・ 市内支店・営業所(注7) (1) ・ なし (0)	2 } 0
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定 国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定の有無 ※入札公告日現在、認定されていること	・ 認定あり (1) ・ 認定なし (0)	1 } 0
企業 の 技術 力 配点計 15点				

区分	項目	評価項目(細目)	評価基準(評価点)	配点
配置 予定 技術 者の 技術 力	配置 予定 技術 者の 能力	同種工事の施工実績 過去10年間(注3)の公共工事(注2)における同種工事(注4)の施工実績 ※主任技術者、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、現場代理人のいずれかとして従事した工事	・ あり (1) ・ なし (0)	1 〃 0
		工事成績 本市(本市公営企業を含む)が発注した工事における過去4年度間(注5)の当該業種(注6)での工事成績評定点の平均点 (請負代金額 500 万円以上) ※主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者を含む)として従事した工事	・ 80.0 点以上 (6) ・ 80.0 点未満 77.5 点以上(5) ・ 77.5 点未満 75.0 点以上(4) ・ 75.0 点未満 72.5 点以上(3) ・ 72.5 点未満 70.0 点以上(2) ・ 70.0 点未満 65 点以上又は実績なし (0) ・ 65.0 点未満 (-4)	6 〃 -4
		技術者所持資格 ※入札公告に示す資格	・ あり (1) ・ なし (0)	1 〃 0
		優良工事等表彰 過去4年度間(注5)の本市・国・都道府県における当該業種(注6)の優良工事等表彰において、主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者を含む)として携わった実績 ※従事期間の所属会社は問わない	・ あり (1) ・ なし (0)	1 〃 0
		継続教育の取組 継続教育CPD又はCPDSの取組状況 【5年間の推奨単位の取得】 過去5年度間(注5)に、当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に、各団体が推奨する5年間の学習単位(1年間に推奨する学習単位の5年分)を取得しているもの 【1年間の推奨単位の取得】 過去 1 年度間(注5)に、当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間において各団体が推奨する1年分の学習単位を取得しているもの ※運営団体は、下記のいずれか、又は入札公告に示す団体 ・ (一社)全国土木施工管理技士会連合会 ・ (公社)日本技術士会 ・ 建築CPD運営会議	・ 継続教育の証明(5年間の推奨単位)あり (2) ・ 継続教育の証明(1年間の推奨単位)あり (1) ・ 継続教育の証明なし (0)	2 〃 0
配置予定技術者の技術力 配点計 11点				

区分	項目	評価項目(細目)	評価基準(評価点)	配点
企業の社会性	人材確保・定着の取組	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし)、次世代法に基づく認定(くるみん)、若者雇用促進法(ユースエール)に基づく認定のうち、いずれかの認定の有無 ※入札公告日現在、認定されていること	・ 認定あり (1) ・ 認定なし (0)	1 ～ 0
	担い手の育成の取組	若手技術者又は女性技術者の配置 当該工事における40歳未満の若手技術者又は女性技術者の配置 ※入札公告日現在	・ 主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者を含む)への配置あり (2) ・ 監理技術者補佐、現場代理人への配置あり (1) ・ 配置なし (0)	2 ～ 0
企業の社会性 配点計 3 点				
自由設定項目(雇用状況確認を除く)				最大 6点
自由設定項目(雇用状況確認)(注8)				最大 6点

注1 施工計画が以下の(1)～(4)に該当する場合、不適切と判断して失格とする。

- (1) 未提出
- (2) 白紙(記載なし)
- (3) 法令違反の記載
- (4) 評価に値しないと認められたとき

例 施工計画が他社の資料の写しと認められたときは、関係した全ての企業の施工計画を評価に値しないものとして取扱い、関係した全ての企業の入札を無効とする。

注2 公共工事とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関又はこれに準ずる機関※)都道府県及び市区町村の発注工事とする。

※ 「準ずる機関」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に該当しない下記に示す特殊法人等及び地方共同法人日本下水道事業団とする。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条に規定する資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人及びその設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため計画的かつ継続的に建設工事の発注を行う法人

注3 過去〇年間とは、入札公告日の前日から遡った〇年間とする。

注4 同種工事とは、入札公告に示す工事とする。

注5 過去〇年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去〇年度間とする。

注6 当該業種とは、入札公告に示す業種とする。

注7 市内支店・営業所とは、本市での入札・契約の権限が委任されたものとする。

注8 「松戸市建設工事総合評価方式雇用状況確認に係る評価項目の手引き」についても確認すること。

※ 配置予定技術者は、松戸市制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書に記入した技術者と同一であること。なお、複数となる場合は、評価に係る資料を各々提出すること。この場合の評価は、評価点の合計が最低となる配置予定技術者の評価点とする。

配置予定技術者が、同種工事の施工実績、工事成績、優良工事等表彰の評価対象期間中に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業のいずれかにより休業した場合、休業期間相当分として同種工事の施工実績、工事成績、優良工事等表彰の3項目全ての評価の対象期間に下記期間を加え評価する。

休業期間(合算)	評価対象に加える期間
1年未満	1年
1年以上 2年未満	2年
2年以上	3年

※ 実績等を評価する項目及び提出資料(確認書類)について

- ① 工事に係るものは、元請けとしてしゅん工し引渡しが完了したものとする。
- ② 配置予定技術者の実績は、当該工事の従事期間が最も長い技術者を評価の対象とす

る。(契約等により配置が不要な期間を除く)

③JVの構成員としての実績は、出資比率20%以上のものを評価の対象とする。

④他の評価項目の確認書類と同一である場合には1部の提出で良い。

⑤証明書については、手書きのものは不可とする。ただし、発行者の承認印があるものは可とする。

⑥マイナンバーなど、不要部分については塗り潰すこと。

⑦提出資料(確認書類)に不足があった場合、追加提出は認めない。また下記のような不備があった場合、訂正を求めることなく、当該項目を評価しない。

- ・ 技術資料の記入欄に必要な記載がなく意思表示が不明瞭な場合。ただし、軽微な字句の誤謬等、明らかに単純な記載ミスと確認できるものは除くものとする。
- ・ 確認書類がなく必要事項が確認できない場合
- ・ 公告に示された技術資料を提出しない場合

⑧提出資料(確認書類)が不鮮明・不明確で確認できない場合には、問い合わせをすることがある。

⑨提出資料(確認書類)に住民票などの証明書を提出する場合には公告日以降の発行日のものを提出すること。

5 契約後の注意点

(1) 施工計画

ア 加点対象となった記載内容だけでなく、提案した全ての内容(ただし、発注者の要求基準や施工条件を満たさないものは、発注者と協議するものとする。)が履行義務の対象となる。

イ 施工条件等の変更により、提案した内容に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。

ウ 提案した内容については、工事成績評定にある考査項目の「創意工夫」として評価しない。

エ 履行義務の対象のうち、不履行となるものがある場合は、工事成績評定にある考査項目「法令遵守等」の「総合評価項目不履行による減点」として、工事成績評定点を3点減ずる。

(2)「松戸市建設工事の現場代理人及び主任(監理)技術者の配置に関する事務取扱要領」第9条により、主任(監理)技術者の変更が認められた場合においては、その交代による技術者に係る評価点の合計が担保できないときは上記(1)エと同様の取り扱いをする。

6 問合せ先

松戸市 財務部 技術管理課

TEL 047-366-7308

メールアドレス mcgijutsu@city.matsudo.chiba.jp